

【ご案内】 集団訴訟の参加について

■フォルクスワーゲン社に係る集団訴訟への参加について

2015年に発覚したフォルクスワーゲン社(以下、「VW社」)の排気ガス不正事案に関し、年金投資基金信託(以下、「年投口」)が被った損害の回復を求め、2016年9月、ドイツにおける集団訴訟に参加いたしました。訴訟の進行については必要に応じて適宜ご報告申し上げます。

1. 概要

【原告】

日本トラスティ・サービス信託銀行

【被告】

VW社(同社の役員、関係会社、会計監査人その他の関係者を含む)

【訴訟代理人】

TISAB(ドイツ現地法律事務所)

【代理人】

アメリカ法律事務所(訴訟提起の企画、戦略立案、原告取り纏め): DRRT Limited、Grant & Eisenhofer P.A.、Kessler Topaz Meltzer & Check LLP

【代理人の日本窓口】

西村あさひ法律事務所、小高功嗣法律事務所

【資金提供者】

上記代理人3事務所および訴訟ファイナンス会社(Claims Funding Europe Limited)

【訴訟対象ファンド】

外国株式 年金投資基金信託 E01、E02、E04、E42、E48、E51、E57、E91

2. 費用等について

本件は成功報酬方式であり、資金提供者が訴訟のあらゆる費用を負担します。よって、原則、年投口が負担する費用はございません。例外として、次の事態が発生した場合、原告に費用負担が発生する可能性があります。

- ①原告が合理的な理由なく訴訟から離脱した場合
- ②資金提供者4社が全て破綻し、かつ本件訴訟が敗訴した場合